

朝霞市議会
請願第 2 号
令和 2 年 2 月 20 日

請願書

介護保険制度の利用者負担増に反対する請願

紹介議員

斉藤 弘道

朝霞市議会議長様

2020年2月20日

新日本婦人の会朝霞支部

支部長 深澤 侃子

朝霞市根岸台7-20-35

介護保険制度の利用者負担増に反対する請願

政府は介護保険法改定に向けた議論を本格化させています。見直しの一つが、介護保険施設（特別養護老人ホームなど）やショートステイ（短期入所）を利用する低所得者の食費・居住費の負担軽減制度（「補足給付」制度）です。

食費・居住費は2000年の介護保険制度の発足時には保険給付の対象でしたが、05年の改定で保険給付から外し、全額自己負担化しました。その際、低所得者の負担を軽減するための仕組みとして導入されたのが、補足給付制度です。

14年の法改定で、軽減を受けるのに、預貯金などが単身者で1千万円以下などの資産要件を導入。今回の見直し案では、さらに資産要件を厳しくしようとしています。

要介護1、2の「軽度者」が利用する生活援助サービスを、介護保険の給付対象から除外することや、原則1割の介護利用料負担をめぐり、2～3割負担になる人を増やすこと、ケアプラン作成の際の利用者負担の導入などもひきつづき検討されることとされています。

すでに利用料2～3割負担にされている利用者の中から、必要なサービスを削ったり、介護施設から退所したりする人が出ています。さらに利用者負担が増えれば、経済的負担に耐えられない人が介護サービスから締め出される事態がさらに広がりかねません。介護保険利用の出発点であるケアプラン作成の有料化も、利用抑制の加速を決定的にするものとなる恐れがあります。

よって、国に対して、介護保険制度のこれ以上の改悪をやめ、制度の充実をはかるよう、意見書を提出してください。

請願事項

サービスの抑制や負担増につながる制度の見直しを行わないように国へ意見書をあげる
こと。